

佐賀市手持工事数による入札参加制限に係る基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）の品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図ることを目的として、手持工事数による入札参加制限の基準について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手持工事 受注した市工事であって、落札者に決定してから成工検査に係る完成通知書を提出するまでの間の期間にある工事をいう。
- (2) 手持工事数 入札の参加資格の確認を行う日における当該申請をする事業者の業種ごとの手持工事の件数をいう。

(入札参加制限を行う入札)

第3条 手持工事数による参加制限（以下「手持工事制限」という。）を行う入札は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 入札の方法が一般競争入札であるもの
- (2) 市工事の業種が土木一式又は建築一式であるもの

2 次のいずれかに該当する入札は、前項の規定にかかわらず手持工事制限を行う入札から除外することができる。

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）を要件として発注する工事
- (2) 入札が不調となり、再度入札を行う工事
- (3) 前2号に掲げる工事のほか、市長が除外する必要があると認める工事

(手持工事制限の原則)

第4条 手持工事制限を行う市工事の入札に参加できる者は、原則として同一業種の手持工事数が1件以内である者とする。

(手持工事制限の実施)

第5条 手持工事制限の内容については、当該工事に関する入札の公告において定める。

(手持工事数からの除外)

第6条 次のいずれかに該当する市工事は、手持工事数に含めない。

- (1) 指名競争入札又は随意契約により発注した工事
- (2) 災害復旧工事
- (3) JVを要件として発注した工事

- (4) 佐賀市建設工事請負契約約款第51条第2号に該当する、受注者の催告によらない解除ができるときに相当する工事
- (5) 第3条第2項の規定により受注した工事であって、手持工事制限の除外を行った工事
- (6) 前各号に掲げる工事のほか、市長が除外する必要があると認める工事

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。